

## 6月は国保、市県民税の納入通知が届きます

### 払いきれない場合は放置せずすぐに相談下さい！

このニュースが届く頃には、今年度の国民健康保険税と市県民税の納税通知が春日井市から届けられます。

市県民税は6・8・10・1月の4回で納付、国民健康保険税は6月から3月までの毎月納付で10回の納付になります。今年に入ってから「仕事がない」（建設業）「お客が減ってほとんどボウズの日がある」（飲食業）など、マスコミ上げて「アベノミクス」効果と安倍内閣の経済政策を持ち上げているのとは全く無関係にいつそうの営業悪化がみられます。払いたくても払いきれない現状はさらに広がっているといわざるを得ません。

#### 国保税の引き上げが実施

今年のはじめから「国保税の引き下げ」をもとめる署名や要請ハガキに取り組んできましたが、残念ながら春日井市議会での「請願は」不採択になり、今年度から国保税の引き上げが実施されます。

今回の引き上げの内容は「所得割」「均等割」「平等割」が引き上げられ、「資産割」が若干引き下げられるもので「所得割」が7.1%から8%（基礎課税+後期高齢者支援分+介護保険分、以下同じ）に、「均等割」が38,500円から44,100円に、「平等割」は37,500円から41,100円にそれぞれ引き上げられます。

「資産割」は固定資産税に対する割合が3パーセント引き下げられるだけなので、圧倒的多数の国保加入者の負担増になります。（課税限度額は77万円で変更なしなので、高額所得者の負担は増えません）

年所得400万円、夫婦と子ども2人の家族（固定資産なし）では年間約58,000円の負担増となります。

#### 払えないと放置せず、まずは相談を

金額だけみて「とても払えない」と放置することが一番だめなことです。

放置すれば「納期を過ぎると20日以内に督促状が送付されます。また納期を過ぎると納期限内に納税した人との公平を保つため、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、地方税法で定める割合（上限年7.3パーセント[税額1,000円あたり20銭/日]）、それ以降は年14.6パーセント（税額1,000円あたり40銭/日）の延滞金が加算されます。滞納したままですと、財産の差押えなどの滞納処分を受けることとなります」（春日井市ホームページより）

商売やくらしの状況をしっかり話し合っ、どれぐらい払っていきけるか相談の上、市役所と話し合いに行きましょう。

#### 市役所の納税相談日も活用しよう

春日井市では「納税者の便宜を図る」ため、上表のように通常の時間外に「相談日」をもうけています。「仕事が終わってから相談したい」「日曜日しか時間がとれない」という人は積極的に活用しましょう。

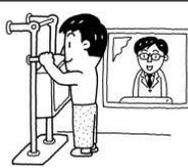
#### 健康診断か人間ドックを受けたい？

西支部の会員さんから問い合わせがありました。

共済会では市内の協力医療機関と提携して健康診断を行ってきました。また「健康管理センター」などで人間ドックを受けた場合、共済会加入者は1年に一度3,000円の助成を行っています。

病気やけがで3日以上入院すると「お見舞い金」を申請できます。

共済の制度を活用して、元気に商売ができるように努めましょう。



今年も入荷しました！

食べてよし！ お遣いものでもOK  
夏恒例！小豆島ソーメン好評発売中！

2000円 (1.8キロ入り)  
(値段据え置きです)